

文化審議会第3期博物館部会（第1回）

令和3年5月28日

- ※ 部会長に島谷委員、部会長代理に浜田委員が選出された。
- ※ 「文化審議会博物館部会運営規則(案)」及び「博物館部会の会議の公開について(案)」が了承された。

(傍聴者入室)

【島谷部会長】 ただいま準備ができましたので、それでは、議事に入ります。

本日は、これまでこの部会のもとに設置しました「法制度の在り方に関するワーキンググループ」において検討を進めていただいていた博物館法制度の今後の在り方について、ワーキンググループからの報告をもとに、部会としての方向性をチェックし、「中間取りまとめ」という形でまとめるために議論を行います。

別添資料3が「中間取りまとめ」の案です。この後、事務局から簡単に御説明を頂きますが、この「中間取りまとめ」全体については、部会後に改めて委員の皆様へ送付いたしまして、書面での御意見を頂く予定でございます。今回の部会では、活発な意見交換のために論点を絞り、「中間取りまとめ」の「1.今後博物館に求められる役割」について特に御意見を頂きたいと思っております。

それでは、まず事務局より資料3について説明を頂いた後、論点となる「これからの博物館に求められる役割」について、幾つかの話題提供を頂きます。では、事務局から「中間取りまとめ」について説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。資料3、通し番号13ページを御覧いただけますでしょうか。前回、前年度最後の博物館部会において、ワーキンググループからの中間報告という形で報告させていただいたものを更に充実させていただいたものが、この「中間取りまとめ」の案でございます。

大きく三つのパートに分かれておりますけれども、先ほど部会長から御指摘いただいた今日の議論の、「今後博物館に求められる役割」というのが14ページ。ここは、今ブランクにしております。15ページが、前回の部会で御議論いただいた登録制度の方向性についてでございます。

めくっていただきまして、19ページからが学芸員制度についての記載がございます。ここは、前回のワーキンググループからの中間報告ではほとんど記載のなかった点でございますけれども、その後のワーキンググループの議論を踏まえて記載を行っております。た

だ、基本的には、学芸員制度については非常に御意見が様々であるということから、「拙速な議論を避け、中長期的な課題として、引き続き部会において検討していく」ものとするというような大きな方向性を記載させていただいてございます。

これらを踏まえて、これら全体については改めて皆様にお送りして、御意見を伺いたいと思っておりますけれども、本日は、この「1.今後博物館に求められる役割」という点について御議論いただきたいと考えております。

というのも、登録制度を、制度と実態の乖離を埋めるための登録制度の現代化という観点から議論を行ってまいりましたけれども、今後、新たな登録基準でありますとか、あるいは学芸員の資質・能力の在り方、研修の在り方、そのようなことを具体化して考えていく際に指針となるような、今後の博物館の在り方——今コロナ禍でもございますけれども、博物館に求められる姿について指針を部会から頂いて、今後の更に詳細な議論を進めたいという意見がワーキンググループでの議論でございましたので、このような構成とさせていただいているところでございます。

非常に大きなテーマですので、4ポツの「今後の検討について」、20ページで書いておりますとおり、議論はこれで終わりとは思っておりません。本日議論を頂いた上で、様々に関係する団体や関係する方がたくさんいらっしゃいますので、今後そのような方々の御意見を聞きながら、それらも踏まえながら最終取りまとめに向けて議論をさせていただきたいというふうな中間まとめとしてございます。

以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。今、事務局から論点として提示されました、これからの博物館に求められる役割。これは博物館ごとによって変わってくると思いますが、総体的に博物館に求められる役割の部分につきまして、法制度の在り方ワーキングワーキンググループの副座長でもある佐々木委員より、関連する国内外の議論について御紹介いただきます。佐々木委員、前後の時間のこともございますので、5分程度で御説明いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

【佐々木委員】 今御紹介のありました佐々木です。今日の議論の中心になります今後の博物館の役割ということに関して、議論するための材料、素材として国内外の動向を私なりにまとめたものがあります。資料紹介ということで、趣旨を御紹介しようかと思いません。では、資料4を御覧いただきたいと思います。

こちらは、国内外の動向ということで、近年、国際的にミュージアムの役割について何

が言われているかということ、国内については、この20年ぐらいですかね。2001年の「対話と連携の博物館」以降の在り方の議論の要点をまとめたものでございます。

まず国際的な動向につきましては、2015年にユネスコが、「多様性と社会における役割に関する勧告」というものを出しております。こちらはイントロダクションで、これからの役割というものが端的に述べられておまして、以降、抜粋になりますけれども、今後議論が必要であろう新たな傾向ということについて、コミュニケーション、教育、クオリティ・オブ・ライフとミュージアムの関係、社会的な役割、市民意識の形成等々を出しております。あとはICTに関わる事柄も出ております。

次は2019年ですけれども、ICOMの京都大会で、新たな博物館の定義を議論するということになっております。これは、検討の動向をオブザーバーの栗原さんから御紹介があるのと伺っておりますが、どういった案が議論されたかということで紹介しております。

これはいろいろ議論を呼んで、大会では決議されなくて、仕切り直しとなってしまったんですけれども、今後のミュージアムの役割を考えると示唆に富む内容となっております。日本語訳については、ICOMの日本委員会と複数の訳があるんですけれども、これは同じ財団の同僚の東京都美術館の稲庭さんが訳したもので、割とこなれて、かみ砕いて訳をしていて、ネイティブの方にも何人か確認したということですので、私はこれを紹介しております。後で出てくるものと若干違っておりますけれども、御参照いただければと思います。

また、同じICOMの京都大会で、大会決議として幾つか決議されているものがありますので、その中で今後の議論の参考になりそうなものについては、黄色の網掛けマーカーで強調しております。御参考にしていただければと思います。

これが少し続きまして、今度は、同じ年にICOMとOECDが「文化と地域発展」というガイドブック、手引書を出しております。そこは、地域発展にどう貢献するかという切り口での在り方、役割について紹介しているものです。こちらも載せてあります。

次に、国内の動向についてでございます。こちらは、先ほど申しましたように2001年に、この当時、博物館冬の時代と言われて、経費節減や、廃館、休館といったようなことが出てきまして、それに対してミュージアムはどうやって今後の在り方を考えるかということ、日本博物館協会や調査研究委員会等を組織して議論をしたものでございます。

その指針となったのが「対話と連携の博物館」ということで、その中身については、以下に示しております。「市民とともに創る新時代博物館」ということで、対話や交流、双

方向の在り方といったものを指針として掲げたものでございます。

その原則ということで、八つ示してございまして、20年前のものでありますけれども、現在においてもまだ課題になっていることがありますし、生かされるところがあるのではないかと考えられます。

その次が、2003年に「博物館の望ましい姿」ということで、三つの主な役割ということを整理しているものです。

これらの議論を踏まえて、2007年に文部科学省が検討協力者会議を組織して、新しい博物館の在り方で、このときも博物館法の改正を議論しているものであります。これが「対話と連携の博物館」、博物館の望ましい姿の議論を受けて、国の取組としてどういう方向があるのかということも議論してまとめているものであります。

法改正については、部分改正となって、この報告書に書かれたことが全て反映されたわけではなくて、期待外れというような新聞報道はあったのですが、法規の中で、こちらにお示しする「望ましい基準」については全面的に改定され、これまでの議論が一部反映をされております。

今度は、日本博物館協会が博物館関係者の行動規範、倫理規定、こちらを議論しました。島谷部会長なども入られた委員会を組織して検討したんですけれども、この中でも、今後必要であろう博物館のありようというものを端的にまとめているものであります。

さらに、今後考えるに当たって、博物館現場で無視し得ない事柄を幾つか紹介してございまして、障害者差別解消法。こちらも非常に現場にとっては必要なことになってございまして、あとは文化芸術基本法ですね。振興法が基本法に変わりました。この基本理念の中で、こちらは網かけしているところにありますように、関連分野との有機的な連携。観光ですとか、まちづくりの話が入ってますけれども、こういったことが基本法の中で位置づけられているというものでございます。

さらに、この基本法の中で推進基本計画を立案するということが決められてございまして、美術館、博物館、ミュージアムの期待される役割ということが示されてございまして、ここも黄色い網かけで、その中身について紹介しているものでございます。

目標4は、専門人材で学芸員についても、社会包摂とか地域創生の礎となるというところから、役割が期待されるということでございます。

最後に、類縁機関に関しまして参考に挙げてございます。これは、ワーキンググループの議論の中で、博物館法を改正するとしたら、今後、博物館はどのような役割を示すのかという

ことを、前文や、第1条、第2条等で、しっかりと書き込んだ方がいいのではないかという議論がありましたもので、その参考として紹介しているものです。これは国立国会図書館法の前文で、短いものですが、よく知られている文言です。

社会教育法については、公民館の役割が述べられていますので、そこを参考に挙げているものでございます。

そして、同じ文化機関ということで、劇場、音楽堂について、劇場法は議員立法ということもあって、長い前文がありまして、高らかに劇場、音楽堂の役割をうたっているというふうになっております。

すみません。ちょっと長くなりましたけれども、以上、今後の議論の際に御参照いただければと思います。ありがとうございました。

【島谷部会長】 丁寧な御説明いただきまして、ありがとうございました。

次に、この法制度の在り方ワーキンググループの座長として、これまでの議論を主導されておられました浜田委員から提案を頂きたいと思っております。浜田委員、よろしく願いいたします。

【浜田部会長代理】 ワーキンググループで座長を務めさせていただいております浜田です。よろしくお願いします。

これまでこの部会、あるいはワーキンググループでは、具体的な法改正論議として、登録制度と、学芸員制度について検討してまいりました。その検討内容を振り返ってみると、実は博物館法の第1条から第29条まで全ての内容に関わっているということを確認いたしました。

これまで、登録制度、学芸員制度ということで、どちらかというと、博物館や学芸員の側から論議していくことが多かったように私は思っております。これからは、博物館を利用する側からの検討も必要であると思ひ、ここに一つ提案をさせてもらいたいと考えております。既に佐々木委員から、これまでの経緯をざっと取りまとめていただきましたので、重複しないように話を進めていきたいと思ひますが、私なりにそれらのエッセンスをここに書かせていただいたという形になっております。

ワーキンググループの有志で実は、法改正の方向性について検討させてもらっております。博物館は、一体国民にとってどういうものなのかということ問い直した中から、新しい博物館像を考えていくことができたらと思ひているところです。

そういう意味で、座長浜田の取りまとめ資料という表現にさせていただきました。中間

まとめのタイトルは、「今後博物館に求められる役割」とされておりますが、私の方で「これからの博物館に求められる役割」と変えさせてもらいました。

さて、現行法では、その第2条に博物館が定義づけされており、ここに書いたように、三つの機能がありますが、これは普遍のものかと考えております。それをもとに、2007年に協力者会議が開かれ、その後、日本博物館協会でも様々な論議が交わされてきました。

近年の動向としては、2001年に制定された文化芸術振興基本法をもとに、2017年に「文化芸術基本法」が制定され、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野との関連性が博物館の中にも取り込まれる方向が示されました。

更に2018年には、文部科学省から文化庁に博物館行政が移管されるという大きな動きがございました。それと前後して日本博物館協会でも、先ほど佐々木委員から報告がありましたが、2012年に「博物館の原則 博物館関係者の行動規範」が示され、これもこれからの日本の博物館を考える上で一つの方向性を示したものと思っております。

さらに、2017年とそれから昨年8月、日本学術会議からも提言がなされまして、博物館の登録制度と学芸員制度についての内容が周知されたことは皆様も御存じのとおりかと思っております。

また国際的動向としては、2015年のユネスコの「ミュージアムとコレクションの保存活用その多様性と社会における役割に関する勧告」で、新しいミュージアムの説明とか定義がもたらされております。

また、先ほどの佐々木委員の報告にもありましたが、2019年のICOM京都大会では、ICOM日本委員会の提案として、「文化的ハブ」としての博物館の機能強化の促進を含めた大会決議がされたところです。後ほど栗原委員から細かい説明があると思いますが、現状においてもなかなか国際的な定義が定まっていない中で、この法改正に取り組むのは少々難しい点もあるかと思っております。

また、去年から今年にかけては、新型コロナウイルスの問題が登場しました。これについては、後ほど半田委員から報告があると思いますが、論議の中では、オンラインミュージアムですとかバーチャルミュージアムが非常に盛んになってきており、これらはこの後も活用できる手段であると思うところです。しかし、やはり博物館は、実物を見学したり対面で活動することに意味が深くあって、それを考え直すちょうど良いチャンスにもなったと思っております。また、資料に対する認識も変わり、現代の、例えばコロナマスクのようなものも博物館資料なり、展示対象ともなり得るのだという新しい考え方を与え

る結果にもなったと思っております。

さて、そこで博物館に求められる役割ですが、やはり、博物館法が制定されて70年を経過すると、その法が担うべき使命や機能は、生涯学習社会の展開とともに大きく拡大し、変化しております。また、法制定当時は200館余りしかなかった博物館も、現在では5,700館を超え、国民にとって大変身近な存在となり、また、人々が博物館に求める機能も多様化、かつ高度化しているというのが現状です。

博物館活動への市民参画ですとか、博物館と市民との協働というのも、今非常に重要視されており、地域とのコミュニケーションをとる一つの場所にもなっているということが言えるのではないかと思います。また、市民一人一人にとっては、自己アイデンティティの形成とか、自己を確認する場としての役割も恐らく大きくなっていると私は考えております。

そこで、今後、法改正を考えるに当たっての視点ですが、一つ課題になるのは、生き物系の動物園・水族館・植物園等についてかと思えます。これまでの、博物館行政の中で比較的無関心であったと言わざるを得ないという印象を受けております。そうした中で、近年の動向としては、昨年暮れに札幌市の「市民動物園会議」から、「札幌市動物園条例に関する提言書」が出され、これは、これからの博物館の定義づけを考えるときの一つの生き物系の参考になり得るのではないかと個人的に考えているところです。

現在では、博物館は市民とともに新しい価値を創造し、生涯学習、社会活動の中核として機能する場へと変貌しているものと私は考えておりまして、それをベースに、これからの博物館像を検討できたらと思っております。

そして、最後の方になりますが、我々ワーキンググループの有志メンバーで検討した内容が、ここに示しました、「これからの博物館像」という形になっております。この中では、まず基本的使命を5項目挙げました。自然と人類の文化の保存。コレクションの保護と文化の継承・創造。そして、調査研究に基づく情報発信。環境・世界の理解促進。社会教育の拠点です。

また、今後求められる役割も6項目設定しました。交流・対話の場。健康・幸福、生活の質への貢献。社会包摂・社会統合への寄与。地域の創生、活性化への貢献。社会課題への対応。持続可能な未来の実現です。

そして、「特に必要となる取組み」については4項目掲げ、文化拠点として、関連分野と連携するということ。それから、平等な権利とアクセスを保障するということ。デジタ

ル化・オンライン化の推進。そして経営と活動の評価・検証と改善方策を考える。このような内容を考えたわけです。

更に最終的な方向性は、五つを考えてみました。その一つが、「まもり、うけつぐ」ということで、これはコレクションの保護と文化の保存・継承につながる言葉と考えております。そして二つ目は、「わかちあう」ということで、文化の共有ということを考えております。三つ目は、「はぐくむ」ということで、未来世代への引継ぎを考えていきたいということを示唆しました。そして四つ目は、「つながる」ということで、これは社会課題への対応で、現在の地域、あるいは大型博物館を問わず問われているところかと思っております。そして五つ目が、「いとなむ」で、これも国際的に論議が高まっているところですが、持続可能な経営ということを掲げてみました。

座長提案ということになりますが、この提案に基づきまして、今日、皆様に御論議いただけたらと思っております。それをもって、法律とか後の望ましい基準等に反映できたらと思っております。

以上です。

【島谷部会長】 簡潔にまとめていただきまして、ありがとうございます。度重なるワーキンググループで大変だったことだと思います。感謝いたします。

次に、関連する議論といたしまして、国際博物館会議における博物館の定義見直しに関する議論の動向につきまして、栗原オブザーバーから話題提供を頂きます。よろしくお願いいたします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。資料 38 ページから 40 ページを御覧いただければと思います。

先ほど来、説明がございましたとおり、一昨年、2019 年 11 月に ICOM 京都大会が開催されまして、その中で ICOM 規約に定めるミュージアムの定義が本来改正される予定だったのですが、長時間にわたる議論の末に採決が持ち越しになりました。

この ICOM 規約に定めるミュージアムの定義というのは、もともと 1946 年に ICOM 憲章 (ICOM Constitution) が定められまして、その後、1951 年に ICOM 規約 (ICOM Statutes) に改称されてから、6 回ほど改正を行っています。現在の定義は、2007 年に ICOM ウイーン大会で改正されたものです。

それまで、およそ 10 年おきぐらいに改正されてきていますが、基本的に少しずつ館種、対象範囲、あるいは機能を拡大させていく形で、どんどん大きくなっていきましたが、こ

の 2007 年の改正で包括的な内容に改められ、結果的に日本の博物館法第 2 条に定めるような定義づけとなり、現在に至っているわけでございます。

2016 年の ICOM ミラノ大会において、当時の会長から、もう少し現代的な博物館の役割というものを盛り込むべきではないかという提案があり、MDPP という特別委員会 (Standing Committee) で議論を行い、ICOM 京都大会においてそれを議論しようということになったわけです。そのときに提示された新しい提言というのが、この資料にあるとおりでございます。いちいち読み上げませんが、一見して分かりますとおり、まず長い。それから、第 1 パラグラフ、第 2 パラグラフに分かれています。この第 1 パラグラフの中には「批評的な対話」であるとか、「民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける」、「未来の世代のために」などというような、大体十数年アメリカやヨーロッパを中心に議論されてきた、いわゆるニューミュージオロジー (new museology) 的な考え方が反映されています。ですから、これを見て驚く人はそういなかったとは思いますが、これが果たして定義なのかという議論はあったわけです。

一方で、第 2 パラグラフの方には、「営利を目的としない」。それから、「開かれた公明正大や存在」である。「世界的な平等と地球全体の幸福に貢献する」という、ある意味、普遍的な日本でも最大限重視すべき目的が盛り込まれています。

京都大会では、いろいろ議論はありましたが、日本のように国内で博物館法がない国にとっては、この ICOM の定義がそのまま博物館の定義になってくるので、この状況ではちよっと国内では適用できないという指摘もありました。また、この定義案が示されたのが京都大会の僅か 6 週間前であったということもあって、国内委員会、国際委員会で十分な議論することができなかったということで、時期尚早ではないかという議論もあったわけです。ともあれ、京都大会は、そういうことで採決は延期となりました。更にその後、ICOM 会長の辞任でありますとか、それに伴って MDPP の委員長や委員が辞任しまして、しばらく活動が停滞していました。

その後、ようやく昨年 12 月に、新たに ICOM Define という特別委員会が発足しまして、これまでの反省を踏まえて、より民主的、透明性のある議論を進めようということで、一応目標を来年、2022 年 8 月に開催予定の ICOM プラハ大会に新しい定義が採決できるように検討を進めていこうということで、この 39 ページにあるような、12 のステップと 4 回の協議による方法論というシナリオが用意されたわけでございます。

現段階は、ステップ 4 にありますが、その前のステップ 3 の段階では、各国内委員会・

国際委員会から新たな定義案に盛り込むべき最大 20 のキーワード、またコンセプト（アイデア、単語、フレーズ等）の提案募集を行い、これを受けて、ICOM 日本委員会でも今年の 2 月 9 日に会員向けに意見募集を行ったところでございます。

それを受けて、100 点以上の意見が寄せられました。基本的には、言葉のニュアンスの問題があるので、英語での意見ということで募集したわけなんですけども、この 100 点以上の意見の中から 50 のキーワードに絞り込み、またその上でアンケート調査を行い、3 月 27 日に、オンラインですけれどもオープンフォーラムを開きました。そのときに 60 名以上を超える参加者を得て議論をした末に、この 20 のキーワードを ICOM 日本委員会として提案したというところでございます。

提出した 20 のキーワードを日本語も含めて紹介します。accessibility, 近接性ですかね。collection, communication。それから conservation, 保存とか保全ですかね。それから cultural heritage, 文化遺産。diversity, 多様性。educational opportunity, 教育機会。exhibition, 展示。inclusion, 包摂性。learning, 学習。preservation, 保存。research, 研究。respect, 尊重。それから sustainability, 持続可能性。cultural hub, 文化的拠点ですかね。それから dialogue, 対話。education, 教育。human rights, 人権。well-being。これもいろいろ訳し方がありますが、幸福感とかそんな感じですかね。equity, 公平公正。ちょっとコンサバティブではないかという意見もございましたが、一応これを提出しまして、現在、ICOM Define の方で、これを受けて更に議論を進めているということでございます。

ちなみにこの提出した 20 のキーワードについては、ワーキンググループの中でも、これらのキーワードを日本の博物館法第 1 条あるいは第 2 条、あるいは現実性があるか分かりませんが、前文に反映できないかという意見があったことは申し添えておきます。

現在、ステップ 4 の段階にあり、これからステップ 5 の発表を経て、恐らくステップ 6 の評価の段階で、各国内委員会・国際委員会に改めて意見照会が来るのではないのでしょうか。恐らく 7 月ぐらいになるかと思いますが、その段階において、また ICOM 日本委員会において積極的に議論をしながら検討していきたいと考えているところでございます。

今年の ICOM 年次総会は 6 月 18 日を予定していますが、コロナ禍によって残念ながら全面オンライン開催となってしまっています。また来年 8 月のプラハ大会も、一応现阶段では対面方式も含めてやるというふうに言っていますが、ちょっとまだ状況が分かりません。是非対面で参加して、また様々な国際的な情報も捉えながら、日本の博物館政策に反映していく必要があるだろうと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。続きまして、新型コロナウイルス感染症の博物館への影響と、それにより顕在化した博物館の社会的意義と課題につきまして、半田委員から話題提供を頂きます。半田委員、よろしく願いいたします。

【半田委員】 日本博物館協会の半田でございます。よろしく願いいたします。私の方は資料7、41ページからの資料を使わせていただき、コロナ禍と博物館の状況についてちょっと御説明をさせていただきます。

この法改正議論の中で、なぜコロナ禍が入ってくるのかということについては、皆さん御承知のように、この1年半に及ぶコロナ禍の中で、博物館が非常に深刻な影響を受けているということと、もう一つの視点は、これが日本だけの国内問題ではなくて、全世界的な博物館を取り巻く非常に深刻な状況になっているということを踏まえますと、これからの日本の博物館制度の検討において、この1年半から、まだ今後及ぶコロナ禍の博物館に対する影響というのは、今後の博物館の制度を考える上でも考慮すべき重要な課題であるというふうに位置づけられるというところで、今の現状をちょっと御説明したいと考えております。

41ページに、博物館への影響ということで書かせていただきましたが、昨年日本では第1回目の緊急事態宣言が出された下の状況としては、全国の博物館の約9割が、何らかの形で一定期間の休館を余儀なくされたというふうに推測されております。今また、緊急事態宣言あるいはまん延防止等、重点措置の継続中の規制がかかった状況で、その対象地域を中心に、現在も1,000を超える博物館が休館状態にあると推測をしております。

冒頭の矢野次長のお話にもございましたけれども、特に東京や大阪等における状況については、やはり現場は開館を望んでいるんだけど、なかなかそれがかなわないという状況でございますので、日本博物館協会の方も、文化庁を含めて、先日、意思表明をさせていただいたところですが、2019年と2020年の2か年のカレンダーイヤーの比較で、私どものアンケート調査から推測するところによりますと、開館日数は20%減という傾向が出ておりますが、その一方で、年間の入館者数は60%減少しております。それに伴う入館料収入は55%減少しているということで、経営的には非常に苦しい状況にあるということが言えると思います。

その一方で、そういう状況の中で各博物館については、文化庁さんと一緒につくらせていただいて、私どもから発出をしております博物館における感染防止予防のガイドライン

を、どこの施設もきちんと遵守していただいて、利用者及び職員の安全確保を最優先事項として踏まえながら運営を行ってくださっているという状況があります。

その中で、入館者数やイベント参加者数の制限、それからいまだに続いておりますが、ハンズオン系展示の一部制限。それからプラネタリウム等については、映画館と同じ扱いになっておりますので、非常に厳しい規制のもとに置かれているところですが、そうした中で運営を行うに際して、日時予約のシステムであるとかキャッシュレス化を導入するというところが進みつつあるという状況にあります。

一方で、自分たちが持っている文化資源、物についての情報と、それから何が語れるのかという情報について、オンライン環境を活用した新しい情報発信に取り組む。こうした取組が、現在でも精力的に取り組まれているところです。

もう一つは、地域の博物館組織等による情報発信のネットワーク化、なかなか厳しいところについて、ネットワークをつくってやっていこうということで、この取組が進んでいます。そのもとになる自分たちの資料のデジタル化というものも努力をして進められているということです。

もう一つは、やはり経営資源である資金調達の多様化というものが、クラウドファンディング等の手法も取り入れながら進んでいるということも特色かと思えます。

42 ページにまいりますけれども、その運営に際しての博物館施設としての安全性については、言うまでもなく、現場が感染予防を最優先としながらも、開館することによって生じるリスクにきちんと向き合いながら、収容人数の制限、それから展示室内の換気、鑑賞動線の設定等、それぞれの施設の特徴に見合った分析をしながら、リスクをテイクし、ヘッジするために、様々な感染予防対策を行ってくださっておりまして、公共文化施設としては十分に安全な運営環境を確立しているということが言えると思っております。

その結果として、博物館という施設の特性に起因するクラスター等については、感染拡大に悪影響を及ぼす事例が発生した事例はございませんという現状は、社会に対してもアピールしていいのではないかと考えております。

こうしたコロナ禍における博物館が被ってきた影響下において、逆に今、博物館の役割というものが明示され、クローズアップされて注目を集めつつあると思えます。博物館は、宇宙から始まって様々な多岐にわたる文化の足跡を収集して保管する。そのものに対して調査研究を行って、それに情報としての裏づけを与え、それを社会に発信していく。今を生きる人々とそれを共有して、未来を考える糧として活用する。次世代に生きる人々が

切に受け継いでいくということで、今を生きる人々の幸せ、それから未来を考えるよすがということで、欠くことのできない社会基盤であるということの理解・醸成は進みつつある状況にあるというふうに思っております。

博物館法による博物館の位置づけは、言うまでもありませんけれども、一つは社会教育、生涯学習、そして豊かな感性の創造、地域振興等に欠かせない役割を果たしているということだと思いますけれども、その中でも、この1年半を通して、特にやはり様々な情報発信の手法が開発され、実践されている中でも、やはり困難な状況の中で、不確実な今後への不安に満ちた時代を生きている、日常生活を送っている人々に対して、ふとしたきっかけで孤独になったりとか不安を感じたりする人々が、本当に歩いていけるような地域の博物館とか、そういうこと、リアルに訪れて体験をする、鑑賞する、その場にいることだけで、やはり心の栄養をとって、安らかに暮らせることができるというようなところから言えば、安定した感情や知的健康の維持というところを支援する力は、博物館のポテンシャルとしては非常に大きなものがあるというふうに思っているところです。

そうしたことから言いますと、施設への入館者数等が制限されている状況でも、博物館の施設を訪れることのできない人々を含めて、広く社会に情報提供できる体制も一方では整いつつあるということなんですけれども、とはいえ、日常生活の中にこそある博物館の存在意義というものを、今その重要性を改めて関係者も利用者も認識しつつあるという状況であると思います。

もちろんコロナの状況に応じて、その感染拡大を防止するというのは最優先されるべき事項ではありますけれども、そうした規制がかかった中でも、でき得る限り施設が開かれた状態を維持して、人々の日常生活に寄り添った活動を継続するということが博物館の重要な使命であるというふうに思うところであります。

こうした中で、この今後の博物館制度の在り方についての検討事項も含めて少し整理をしてみますと、入館者数の減少、収入の減という厳しい経営環境に置かれている中で、博物館の機能を止めないという一つの命題を何とか対応していくために、やはり博物館の社会的機能・役割についての、博物館の内輪だけではない社会全体での理解の醸成というものは、もっともっと努力して進めていかなければいけないのではないかと思っております。

そしてまた、休館要請等の措置をとる場合に、博物館の実情というものをよく理解して、実情に沿った政策の御判断というものをさせていただきたいと考えているところです。また、浜田さんのお話にあった「いとなむ」というのは、やはり基本的には非常に重要な要素で

ございますので、博物館の在り方の中で、経営の在り方、あるいは評価を行っていく場合の指針の設定等についての検討というのは、今後、このコロナの経験を踏まえて検討を進めることが必要だと思います。

小中規模の博物館の経営が非常に逼迫しております。厳しい状況に置かれている中で、全体の博物館が持続的な発展をできていくような制度の検討が求められており、そのために必要な経営資源の確保というところの方策というものも、これから真剣に議論が必要だと思っております。

そうしたことを進めていくときに、現場のニーズに即した補助金等の国・自治体からの支援策の継続・充実というものについては、基本的には非常に重要な部分を占めるし、支援の在り方だと思いますので、情報発信に必要なデジタル化であるとか、あるいは今回の制度設計の中で検討をされていくべき博物館の館種を超えたネットワークの整備、そのネットワークを機能させていくという実質を伴う博物館の共助の仕組みというものをつくっていくということを、これからの博物館の制度を、博物館法の改正の方向性の中で御議論を進めていっていただきたいし、日本博物館協会としても前向きに一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。それぞれの立場で発言をしていただき、かなりまとまってきたのではないかと思います。

なお、本日御欠席の太下委員からも、同様の論点から御意見を書面で御提出いただいております。資料 8, 45 ページ以降でございます。是非お読みいただきたいと思っております。ざっくり要約すると、登録博物館が増加するのであれば、同時に政策予算も増額する必要があること。2 つ目として、学芸員制度については、資格制度そのもののみならず、取得後の継続的な職能開発・研修の重要性などについて指摘されております。

それでは、各委員から御意見を頂戴したいと思っておりますが、冒頭でも説明いたしましたが、「中間取りまとめ」全体については、部会後に改めて委員の皆様へこれを送付いたしまして、書面での御意見を頂きます。今回の部会では、活発な意見交換のための論点に絞りまして、「中間取りまとめ」の「1.これからの博物館に求められる役割」について、浜田委員から御提案いただきました素案をもとに御意見を頂きたいと思っております。

1 度の発言で全ての御意見を話していただきますと、話が收拾がつかなくなりますので、できるだけ対話の中で議論を深めていきたいと思っておりますので、1 回の発言は文脈に

沿って、できるだけ短くしていただきますようお願いいたします。

浜田委員提案の資料5、この中の「現行の規定と国内外の状況」、そして、「これからの博物館に求められる役割」の大きく2つに分かれておりますが、まず31ページからの「現行の規定と国内外の状況」について、これに不足している視点や内容を修正すべき点などがあれば御指摘ください。どうぞよろしく申し上げます。

出光委員、手が挙がっておりますね。お願いいたします。

【出光委員】 浜田先生から非常に分かりやすい方向性を示していただきまして、ありがとうございます。

私の方から、ちょっとそもそもの、何かこう、疑問みたいなことなんですけれども、登録施設の中に、株式会社というのが今入っております。やはり現状の、この70年の間に出てきた株式会社の美術館の中には、営利を目的としないという博物館に即したものが大分出てきていると思うんですけれども、それでもICOMの定義の中に、博物館は営利を目的としないというのが重視すべきものとして、言葉として入っている以上、やはり何らかの公益性を追求していくような行動規範をそこに課していく必要があるのではないかとこのように思っています。

いろいろな貴重なコレクションを有している会社というのもたくさんあると思いますので、そうした株式会社も、もし入れていく必要があるのであれば、国際基準に照らしてやはりそうしたところを慎重に議論していく必要があるのではないかとこのことを、私からちよっと提言させていただきます。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。前回、株式会社立はいかがかという発言を受けてのことだと思うんですけれども、株式会社立というか、それでも公益財団法人になっているところは全く普通の博物館と一緒に考えていっても私は全く差し支えないと、私個人は考えております。

営利を目的とするかしないかというのが、どこで線が引けるのかと、これ非常に難しい問題だと思いますが、今、中国、韓国の美術館・博物館で、平常展においては限りなく無料になっております。日本では、それと逆行するような立場をとっている博物館もございます。それは営利ではなくて運営を元とするためにこれを行っているんだという条件設定ができればいいと思いますので、そのところを明確にどこかで線を引けばいいというふうに私は考えております。

ほかの委員の方で、何かございますでしょうか。お願いします。

【高田委員】 高田です。よろしいでしょうか。

先ほどの浜田先生の御発表の中で、35ページのところに、特に動物園・水族館、植物園とか、記載はされていませんがもう1つ昆虫館も含め、そういった生き物系を扱う館に対して特別に御配慮を頂く文言を入れていただき、水族館の経験者として非常にありがたくは思っています。

この中で、37ページのマル1、「まもり、うけつぐ」というところに際して、動物園・水族館・植物園など、いわゆる生き物の命を守り受け継ぐという意味でこれを読んでいくと、先ほど博物館の職員や学芸員から見た博物館法改正から、次は利用者側から見た博物館法改正という視点も御示唆いただいています。更に私はもう一つの視点として、博物館資料を一人称にして、博物館資料にとって博物館はどうあったらいいかという視点も必要なのかなと思っています。

いわゆる博物館資料を一人称にして、資料にとって博物館法をどうあってほしいかと思ったときに、先ほど栗原委員の方から ICOM 日本大会の中で 50 のキーワードの中に出てきた一つの言葉、「リスペクト」という言葉を、栗原委員は「尊重」とおっしゃっていただきましたが、もう一つ、尊重にプラスして、いわゆる尊厳といいますか、資料の尊厳という意味も必要なかなと思っています。資料への尊厳、もしくは敬う。動物園・水族館の場合は、「動物福祉」という言葉をよく使いますが、動物福祉という視点から見ると、「資料福祉」という言葉があってもいいと思うし、それはある意味、資料への尊厳であり、資料への尊重であると。資料を一人称にしたときに、そういう意味合いもあってもいいのではと思っています。

なので、今後、資料を守る、特に資料を守る、受け継ぐというところに、資料を一人称にした考え方も加味していただけるとありがたいかなと思っています。

以上です。ありがとうございました。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。浜田先生、これにつきまして何か御意見、それも含んで考えているかどうかということをおっしゃっていただければ。

【浜田部会長代理】 高田委員から良い御提示を頂きました。やはり博物館というのは、この資料にも書いたのですが、基本的に「もの」と「ひと」と場所の「ところ」があつて一つの博物館になり得ますので、「ひと」とともに「もの」についても重要視した視点というのは、おっしゃるようが必要であると思いますので、それを加味した表現となるよう

に、考え直してみたいと思います。

【島谷部会長】 ありがとうございます。ほかの委員、何か不足のもの、修正したいもの等がございましたら。逢坂委員、お願いいたします。

【逢坂委員】 今回、今まで協議してきたことを改めて確認させていただく項目が多かったです。博物館とは何か、博物館はどういう社会的な存在意義があるかというところで、非常に基本的なところをまとめてくださったと思います。

これからの博物館が社会の中で果たす使命とか利用する側のことを考えながら、目標や役割を実現するためにどういうことが具体的に必要なかというところは、これから十分協議していかなければいけないと思います。

全てを網羅するのはもちろん難しいので、基本をきちんと考えていかなければいけない。設置者の自覚、設置者が気楽に美術館や博物館を設置するのではなくて、やはり継続性とかSDGsとか、そういったものを実現するためにどうあるべきかというところにもう少し言及した方がいいのではないかなという気がいたしました。

【島谷部会長】 ありがとうございます。もう一方、手が挙がっておられたのは、西野委員でしょうか。お願いいたします。

【西野委員】 東京大学の西野です。

浜田先生につくっていただいた資料を見てもおわかりになるように、ICOMの定義についての翻訳では「ミュージアム」と訳されていて、日本の法制度では、「博物館・美術館」と言い、そのあとに細かな分類が列挙されている。そのことを、以前の博物館に関する文化庁主催の会議でも、繰り返し申し上げてきました。今、博物館法の抜本的な改正をやるのであったら、ここの部分で、日本の法制度が、世界的に見たとき、ガラパゴス的であるということを、改めて意識化して、国際スタンダードと同じ土俵に立てるようにするのか。あるいは、日本はあくまで世界のスタンダード、言葉の用法において、国際スタンダードと違う立ち位置でいい、とするのか。これを、今回はやはり議論すべきだというふうに思いますね。

それともう一つ。先ほど動物園の問題が出ましたが、そこに「野生動物」と書いてあって、これも実は、東大総合研究博物館のようなところで、生き物文化誌研究会を続けてきた経験から申し上げますが、事は「野生動物」だけでは充分でない。人間が育種した家畜類も標本として残さないと、消滅してしまうおそれがあります。そうしたものも幅広く博物館資料のなかに、入れてほしいと思います。「野生動物」と書かず、ただ「動物」とす

るだけで枠組みが広がります。細かい点ですが、指摘しておきたいと思いました。

もう一つは、これまた博物館法を改定するにあたっての出発点についてです。フランス型の中央集権型。いま考えられている登録博物館制度は、大学を「設置基準」が縛ってきたのと同じで、ミュージアムを文化庁が監督官庁として一元管理するという考え方ですよ。この方式は中央集権的であり、フランスの現行制度に倣うものです。

その対極にあるのが、アメリカ型です。ボランティアや寄附金によって支えられる自由放任型です。以前、ミュージアムの設置形態の変更、いわゆる博物館の独法化が議論されていたとき、国立博物館の館長さんがおっしゃっておられたのですが、日本では政府がお金を出してくれて、しかも口出しをしない、アメリカ型とフランス型の中間にあって、理想的な状況にある、というのです。お金を出してくれるうえに、あまり運営に口出ししない。細々したことを、監督官庁として、政府として、言わない、すごく良い国だ、というわけです。

これから博物館法を改定するにあたって、一定の国家主導のもとにやっていくフランス型ミュージアム体制をつくるのか。そうではなくて、ボランティアとか、あるいはその寄附行為に対する税制優遇とか、そういうものをいじりながら、アメリカ型の放任型のミュージアムの在り方を選ぶのか、立ち位置をはっきりすべきだと思います。

そうでないと、例えばミュージアムの運営費について、税制の問題とか、職能の問題とか、絡み方が非常に複雑で、そういうものをまとめて変えていかないと、またぞろ名称変更だけに終わる虞がある。ですから、この委員会では、おおむねこっち方向で行きましょう、というコンセンサスを早急に確立する必要があるように思います。

以上です。長くなり、申し訳ありません

【島谷部会長】 どうも根本的な提示をされたようで、ズキンと心に響きます。これは太下委員のところにあるように、「登録博物館が増加するのであれば、同時に政策予算も増額する必要があること」というふうにつながるのだと思うんですが、今、政府がどうか、文化庁を含めたところにそれだけの心構えがあるのか、予算的な裏づけがあるのかということなので、この委員会だけで話をしても答えは出ないと思います。ただ、そういう考え方があるというのは非常に重要なことなので、はっきりと受け止めておきたいと思います。川端委員。

【川端委員】 大阪市立自然史博物館の川端です。よろしくお願いします。

浜田先生から出された5つの博物館の基本的な役割という中で、特に1番、「まもり、

うけつぐ」というところにも書かれているんですけども、これは現行の博物館法の中でもそうなんですけれども、博物館の事業の第3条の、ちょっと細かいですけど、マル4で、「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと」とか、「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的な研究を行う」という、先ほどの西野先生の細かくカテゴライズするのかどうかということにちょっと反するかもしれないんですけども、この辺りが、どうも歴史系あるいは美術館系のそういう研究事業というのを意識されているのかなというのでずっと、これは私、就職して博物館法とかで触れるたびに感じてきた疑問というか、自然史系の博物館の調査研究との乖離という部分があるんですね。

そういうのがありまして、今、私たちの博物館は、大阪市博物館機構という地方独立行政法人で運営されているんですけど、その定款をつくるときに、その部分をかなり意識して、今の定款では、歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料を収集し、保管。それで、それらを調査研究するというふうに、現行の博物館法からすると少し逸脱するような形をお願いしました。

それは、もう一つは、この博物館の事業の根幹として、やはり調査研究。これはなかなか中小では難しいと言われるかもしれないんですけども、それでもそれぞれ工夫しながら調査研究を行っていると思います。それをきちんと意義づけておくというのは、ある意味、設置者にもこれが必要なんだよというふうなことを意識を持ってもらうというのには大事かなと思います。

もう一つは、現行の博物館法でも、公衆に対して展示、その他供するという中に、研究室等を設置してというのがあります。これも、なかなか館種によって異なるのかもしれないんですけども、やはり、市民による科学、シチズン・サイエンスというのを非常に意識したときに、こういう部分を博物館の事業あるいは目的として強く打ち出すというのは、例えばワーキンググループから出されている五つの方向性の中での、1, 2, 3あたりにも関連しますし、また、「つながる」というときに、いろいろなところとつながる中に、やはり地域であったりとか市民とのつながりという意味でも非常に重要なのかなと。生涯学習機関、社会教育施設という位置づけの中でも、そこは、それこそ博物館法が制定された時期とは、もうかなり内容も異なってきているかなというふうに考えています。

少し細かいところに踏み込んでしまったんですけど、以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。もう既に、次に予定をしておりました博物館は非常に幅広い館種等があって、それに加えて、いろいろな論点、細かい論点も話し合

わなければいけないというところと、両方御意見を頂戴するような形になっておりますが、これを合わせた状態で御意見を頂戴しようと思うんですが、以前から半田専務理事がいつもおっしゃっている、一般的な博物館の状況というのは、館長1人、それも非常勤館長。学芸員1人、事務職員1人の3人の運営しているのが一番多いというふうに博物館館長会議などでも説明をされておりますが、そういうところと、比較的恵まれているというふうに言ってもいいかどうか分かりませんが、人的予算、人的なもの、それから予算的なものも恵まれている。多分、各委員が所属しているところは、そういう意味では、一般的なものに比べると恵まれているところだろうと思いますが、そういったところと大きな違いがあると思うんですが、本来、博物館部会では、全てを救うような形で論議を進めていくのが一番よくて、先ほど太下委員のところも紹介しましたが、補助金で全て賄うためには、全てとは申しませんが、政府予算が大きくならざるを得ないですよということなんですけれども、それが現実的かどうかということ考えた上で、今後の博物館運営を考えていかなければいけないと思います。

その上で博物館に求められる役割というところで、これからの博物館像というところで、37 ページに浜田先生がまとめてくださったものも含めながら皆さん論議をされていておりますが、そういったところで、この部会で今後検討していくべきものとして、それを整理していかなければいけないかと思っております。

これは、私から浜田先生、当然のことだろうと思いますが、マル1の「まもり、うけつぐ」、マル3の「はぐくむ」という二つのところがございますけれども、これは、守り受け継ぐのは、物だけではなくて、人を守り受け継ぐという理解でいいと思うんですが、なかなか細かく書くと、また長くなるので、書き切れてないと思うんですけど、博物館に勤める人たちを育てていく、育んでいくというところも、この中にあるというふうに理解していいのでしょうか。浜田先生。

【浜田部会長代理】 はい。あまり細かく書き込んでいないのですが、もちろん、人のことも含めてというふうに御理解していただいて構わないと思います。

【島谷部会長】 ありがとうございます。やはり、そういったところをもう少し分かるように書かないと、博物館の財産は物だけである、建物だけである、自然だけである、預かっている物だけであるということになると思います。私は人も大きな財産だと思います。ただ、人間は死んでいきますので、その考え方を受け継ぐということで、人を育てていくというのは非常に重要ではないかと思っております。

まだ御発言されてない委員の先生方がいらっしゃいますけれども、どうぞ遠慮なく発言をお願いいたします。

【中村委員】 中村伊知哉でございます。皆さんの発言で非常に刺激を受けております。3点ほど簡単に感想を申し上げます。

まず、第1の法改正ですが、この法案は、長年の懸案をクリアするものと承知をいたしました。進めることを支持いたします。しかし、ではなぜその登録のメリットがないというようなどころまで制度が動かなかったのかということが気になっています。それは同時に、制度を改正することに国民の支持があるのか、なぜ今行うのかという問いではないかと思うんです。

ある種、当事者の村の問題になっていて、国民にとっての関心事といいますか、優先度が低かったのではないかという気がします。これは冒頭、矢野次長がおっしゃった、今その大切さが認識されているというお言葉、それが平時にも認識されるにはどうしたらいいのかと。これを法改正につなげていくためには、この政策の優先度、プライオリティーを高める努力が必要ではないかと思います。いかにこの法改正が国民生活や社会経済にとって大事かの説得力が我々に求められるのではないか。この法改正で、博物館がこう変わる、だから国民にこういうメリットがありますよということを表す必要があるなど感じたというのが1点目。

二つ目が、それでテーマの方向性ですが、浜田部会長代理がお示しになった五つの方向は大賛成です。非常にシャープに、かつ分かりやすく示されていて、言葉も練られていると思います。すばらしいと思います。問題は、ではこの役割を担わせてもらえるのか、それだけのプレゼンスがあるのかという問いではないかと。これは、デジタルやネットワークの立場からしますと、知は急激に分散していきます。活動も情報も、リアルの場からバーチャルに移行していきます。コロナ後には、ハイブリッドないしデジタルツインの世界になっていくでしょう。

そうした中で、博物館の意義は逆に厳しく問われると思うんです。それに対してどういう価値を打ち返すのかという問いだと思います。デジタルファースト、あるいはDXが国の最重要課題となっている中で、博物館はどういうポジションをその中でとるのか。先ほど半田委員が御指摘になった情報化、ネットワーク化、発信というのは、コロナによって真ん中の課題になったなど感じた次第です。

それから三つ目。これは西野委員に触発されてなのですけども、こうした議論、政策プ

ライオリティーを上げるとかビジョンを描くという前提としては、必要なデータを共有しておくということだと思います。年間どれぐらいの人、時間が日本では利用しているのかという利用動向ですとか、全館の年間の総事業費、つまり市場規模はどれぐらいで、規模の大小格差がどれぐらいあるのかといったことが、ほかの文化施設、教育とかエンタメなどと比べてどういう位置にあって、国際比較、G7や中国などと比べてどういう位置にあるから、だから、こういう成長戦略、こういうサステナビリティ、こういう格差の是正という政策や戦略が要りますねという、そういう努力が必要かと感じた次第です。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。その予算規模、スペックがどれぐらいあるかというのを今指摘されて、それはそれぞれの館のものだろうという意識しかありませんでしたので、ちょっとこれまた、ドキッとするような発言でした。そういったことも含めて考える必要があるのかどうかということも論議の対象にしていきたいと思えます。ここでは登録については、今回はちょっとおいた方がいいですかね。

【稲畑補佐】 そうですね。この方向性を……。

【島谷部会長】 ええ。方向性の問題ですので、登録することによって、どういうふうにしていきたいかという考え方は当然あるわけです。登録することによって文化庁が目指している部分は何かというのは当然あると思いますが、これは次回以降に譲らせていただくかと思えます。

確かにプライオリティーをつけて、国民が納得するようにしないと予算は当然つかないだろうと思います。それから、各設置者が、国が全部管理をしているわけでもありませんので、その設置者の意見に応じて、独法なら独法、地方独法なら地方独法、市立なら市立という形で考え方が変わっていると思います。その中で緩やかに文化庁が博物館法として統括できればいいかなというのが現実的な考えでないかと思っております。非常に示唆に富んだいい御意見を頂戴して、ありがとうございました。

ほかにかがでございましょうか。逢坂委員、お願いいたします。

【逢坂委員】 逢坂でございます。

今、中村委員から鋭い御指摘がありましたけれども、私は、デジタル化が進んだとしても、アナログの部分、人間の身体を使って、五感を使って、人々が美術館に自ら足を運んで、物と実際に体験する。そういう重要性は変わらず、そのバランスをとっていく、アナログとデジタルのバランスをとっていくことが大切だと思います。コロナ禍で美術館が休

館になったときに、その後、来館して下さった方が、やはり物と実際に触れ合う大切さというのは今まで以上に実感したと言ってくださいました。

今回、博物館法改正で今まで登録できなかったところにも間口を広げようとしています。でも、登録することによって何が登録した側に与えられるのかというのがよく分からなければ登録しないのではないかと。自分たちである程度、資金的にも努力しなければいけないとなると、ファンドレイジングつまり、資金調達で過当競争が起きるようになってしまうのではないかという気がします。

結局は設置側が美術・博物館を維持するためにどういった、基本的になる予算を組むのかということも含めて考えていかななくてはいけないのではないかと思います。何もなしのところから「どうぞ」と言うわけにいかないのです、美術館・博物館を増やすとしたら、それを維持するための財源をどうやって考えていくのか。それは、地方自治体であれ、国であれ、私立であれ同じだと思います。

【島谷部会長】 逢坂委員、ありがとうございました。登録につきましては、次回以降に委ねたいと思います。

逢坂委員が御指摘いただきましたように、あくまでも物が主体であるというのは、先ほど半田議員から説明がありましたように、やはり物をどう見せていくか、それをどう受け継いでいくかというのは非常に大きいことでございますので、このコロナ禍にあって一番我々が腐心したのは、来ていただけないときにどうしたらいいかということで、ユーチューブなり、いろいろな発信の方法を考えてやりました。それが、今後、博物館の在り方の一つとして、物を見せること、そういった発信するもの、映像コンテンツを使うものということで、ハイブリッドの形で博物館・美術館を見せていこうという形にならざるを得ないのではないかと思います。ただ、根幹にあるのは、物というものがあり、扱う動植物がありということが根幹であろうと思います。データベースを共有するなりハイブリッドを進めるなりはありますけれども、そういった形で進んでいくことになろうかと思っております。

ほかの委員、何かございますでしょうか。古田さん、ちょっと待ってくださいね。矢ヶ崎さん、どうぞ。

【矢ヶ崎委員】 すみません、お先によろしいですか。

非常に分かりやすいまとめ方をされ、かつ皆様方が的確な御議論をされていらっしゃるのです、門外漢の私の理解も進んできたと有り難く思っております。37ページに浜田先生が

まとめてくださった五つの、分かりやすい言葉で端的に表現されていること自体が大変すばらしいことだと思います。国民の皆様の理解も得やすい言葉なのではないかと思っております。

この五つの中で、観光という立場から申し上げますと、「わかちあう」「つながる」ということと、それから、観光消費を文化の維持のための手段として使ってくださいという意味で、「いとなむ」というところに若干関係が出てくるのかなと思っております。

「わかちあう」ということを例にとりますと、海外から来る旅人、国内の別の場所から来る旅人にとっても、美術館、博物館、ミュージアムはとても大事な場所でありまして、それは、世界的に旅のトレンドが、その国、地域、訪れた先のことをよく理解したいとなっているからです。これまで経験したこともないような物の見方、考え方、人々、そういったものから刺激を受けて自分の人生を豊かにしたい、あるいは、不確実性の世の中を生きていくに当たって視野を広げてみたい、人的なネットワークもつくってみたい。いろいろな角度から人生を豊かにしたくて、旅をするということは大変増えてきております。

かつての日本の物見遊山、誰かがつくったものを見て消費するということは、旅の中では時代遅れのものになっています。先に述べましたトレンドは、世界的なものでもあります。SDGsの全目標に観光は関係するのですけれども、8番、12番、14番に関しては、しっかりやりなさいということが言われております。特に12番でありまして、これは、持続可能な消費生産形態を確保すると日本語で訳されておりますけれども、地域の文化を尊敬して、それを上手に活用するところに、観光はスマートに上品に力を発揮しなさいということが言われております。

それから、国連の中にあります観光機関、UNWTOが、これから世界を旅する旅人は、責任ある旅人になろうと提唱しております。UNWTOの呼びかけは、旅先に住む人々に敬意を払いなさい、地球を守ろう、地域経済をサポートしよう、そして、尊敬される旅人になろうというようなことを言っております。これまで述べましたSDGs、UNWTOの責任ある旅人の方向性によって、これから世界の旅というものが形づくられていくのだと思います。こういう方向性がある中で、博物館は大きな役割をこれからも、これまで以上に果たしていくのだというふうに考えております。

旅や博物館に行くことを不要不急という枠組みでは考えてほしくないというのが私の率直な意見なんですけれども、旅人との接点を博物館が持つていただくという要素を少し、強めに入れていただけるといいかなと思います。

また、海外からの旅行者に日本をまず分かっていただくということになりますと、地域の博物館と国立の博物館の役割には違いがあるのではないかと思いますし、「国立」という名称を持っていらっしゃる場所の役割は大きいのではないかと思います。

思いつきのことも入ってしまって恐縮ですが、以上です。ありがとうございました。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。古田さん、失礼しました。お願いします。

【古田委員】 古田です。よろしくお願いします。

私も、後ろの方で発言なので、ちょっと個人的なことだけをお話したいと思いますが、この審議会が始まった当初にも何かそんなことを言った気がするんですけども、この博物館法を変えるこの機会というのが、すごく長いスパンで見てどういうことなのかということですね。それは、間違いなく昭和24年に博物館法ができたところからではなくて、更に遡って、明治に近代という時代がつくった博物館という制度、もうちょっと言うと、全体の美術制度ですけども、このことが今どのように問い直されて、どこへ向かうのかということをはっきりさせないと、何をどう変えるのかという、ただ現実がこうだから、それに合わせましょうというのは、それはそれでいいと思いますけれども、それ以上のことがあるのかなのかということとは議論すべき点ではないかと思います。

その上で、今日、浜田委員がお示しいただいた五つの方向性というのをちょっと振り返ってみると、どれも近代が作ったミュージアムというか、博物館という翻訳語。これも問題ですけども——の最初の機能、目的、目標というのにはあったと思いますけども、そのうち一番大きく変化しているのは、「つながる」だと思って聞いておりました。

それは、もう世界がそのように変わっていつているんですね。今の旅というテーマも、人が動くということが格段にできるようになったわけですから。逆に、一気にできなくなると、今度はデジタルでつながるということを選択します。そのときに、ではミュージアムは何の役割を果たすんですかということにおいては、これは、これまでの博物館法なり近代がそう思っていたミュージアムの役割が、方向性とは、やはり発展的なというか、違う場面へと向かっている一つの部分ではないかと、私の印象ではそうなんです。

その上で重要なのは、私も学芸員なので、美術館がどうすべきなのか、していくのかというときに、学芸員の役割ということになるのかと思います。これは、育てると言っても簡単にはいかないことなので、博物館法が変わったから学芸員が変わるかとか難しいと思いますよね。

例えば、デジタル化も、私の美術館でも本当に喫緊の、本当に大変な、「変わっていかなくちゃ」と言っても、それを何か補助金が来たからすぐできるという話でもないです。その辺をどういうふうに、これは学芸員制度の話にも関わりますけれども、やや長期的な展望のもとに話を進めて行くべきではないかなというのが、ちょっと感想も含めてですけども——になります。

以上です。ありがとうございました。

【島谷部会長】 ありがとうございました。何か根本的な意見を頂戴して、またそれも含めて考えていかなければいけないかと思います。

ほかの委員、いかがでしょうか。浦島さん、お願いします。

【浦島委員】 浦島です。よろしくお願いします。

非常に興味深い議論を聞かせていただきまして、ありがとうございます。全く異論はないんですけども、ちょっと細かいところで気になったのは、五つの方向性のうちの「はぐくむ」というところで、「未来世代への引継ぎ」とあるんですけども、1秒前は、もう既に未来で、1秒前は過去だと考えたら、我々も、もう未来の世代なのではないかなと思っていて、未来に生きる世代を育むというのは、多分お子様やヤングの人たちを想定しているのだと思うんですけども、彼らを育むには、今いる我々の——我々というか、親世代も育まれる必要があって、親が楽しいと子供も楽しいみたいな感じになるので、これを未来世代への引継ぎのために、もっと現代の人にも育む必要があるのかなと思いました。

多分それは、2番目の「わかちあう」というところの共感と共通理解を醸成するみたいなところにも含まれていると思うんですけども、もうちょっとこの共感と共通理解を醸成するというのも、もっと前に、せめて好きになってもらうとか、ファンになってもらうぐらいの強い方法で、知る喜びみたいなものを、もっと今生きる人たちにも持ってもらうような方向性というか、強く出た方がいいような気もしました。何かちょっと受け身かなという感じが五つのものから、何かただここに博物館があって、みんな知ってほしいみたいな感じを受けたので、もっと攻めてもいいのかなと思いました。

あと、先ほど「知る喜び」と言ってしまったんですけども、先ほど国会図書館の法律の審議はここ、我々を自由にするというのはすごくいい言葉だなと思っていて、何というか、そういうミュージアムが持っているものだったり財産というのを他人が知ることで、もっと人に喜んでもらうみたいな根本的なところも、ちょっと何かうまく入るといいのではないかなと考えております。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。よく教育普及などで、中学生、子供、小学生を相手にするような文章を書くと大人もよく分かるというようなことがあります。全ての世代が共通する理解をつないでいくということが大切になるのではないかというふうに、今聞きながら思いました。

栗原さん、お願いいたします。

【栗原オブザーバー】 よろしいですか。すみません。

今の浦島委員の御発言とも関連するのですが、浜田部会長代理はわかっていると思いますが、この五つの方向性の前のページに、「交流・対話の場」であるとか、あるいは「社会包摂」という言葉が書いてあります。これらの五つの方向性が、どちらかというところ、博物館側の立場の書き方になっており、来館者と一緒になって学ぶ、来館者・入場者が参画する、あるいは博物館で議論する、こういった言葉が入っていません。いわゆる「フォーラムとしての博物館」という趣旨の文言を入れないと、何となく博物館が権威づけをする存在のように見えてしまうので、そういう言葉をを入れた方がよろしいのではないかなと思いました。

以上です。

【島谷部会長】 非常に重要な視点です。ありがとうございました。

もう一方、手が挙がっていたような、美濃加茂の可児さん。お願いいたします。

【伊藤委員代理（可児氏）】 可児ですけれども、よろしいでしょうか。

私の方からは、今議論になっています 37 ページの方向性についてのことなんですけれども、この中で、いわゆる「地域」というキーワードがどこにもないことが気になりました。関係するのは、4番の「つながる」というところの「まちづくり」という言葉なのかもしれませんが、自分自身、いつも発言しているように、博物館というのは、市民が住む地域の資源を守って、掘り起こして、そして新たな社会的価値を示して、地域住民のシビックプライドにつながるという、そういったパブリックな側面が大事であると考えています。博物館は、市民と地域をつなげるというハブという存在であるという考え方を、この4番なのか全体なのか分かりませんが、入れていただくとありがたいなと感じました。

それから、あと時々話題になります地域の博物館について、全国の博物館のうち71%が、いわゆる地方の公立館という現実があるわけです。これも繰り返しお話ししているんです

けども、やはりそこでの実情というものを踏まえての議論をまた改めてお願いしたいと思
います。あさって5月30日も、全国の小さいところの博物館のメンバーが集まるネット
の議論もありますけれども、そこでも時々お話になるように、やはり本当に現場に愛され
て、血の通った博物館になるための法改正であってほしいということです。利用者や地域
そしてその現場というところを、もう一度改めて見据えて議論していただきたいというふ
うに思いました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。恐らく浜田先生の意識の中には、この4番
の「つながる」というところも、地域というのが当然あったかと思いますが、今の指摘を
受けて改めて、大見出しではなくて、ただし書きのところに加えてくださるのではないか
というふうに思います。

ほかに。小林先生、お願いいたします。

【小林委員】 私は、ワーキンググループの方の委員でもあるのですが、浜田先
生、おまとめいただきまして、本当にありがとうございます。

それで、基本的に何も問題を私は感じているわけではないのですが、ただ、先ほ
ど浦島さんがおっしゃったことは、やはりすごく大事なところだと思っています。意外と
博物館というのは、やっていらっしゃる方は皆さん一生懸命やっていますし、
コレクションを守っていくということとか整理していくこと、あるいはそれを展示してい
くということとをされていると思うのですが、それが何か人々に図書館ほどは理解さ
れてないという感じがします。

というのは、これは、ある地域で、村なので、比較的まだ財政的に豊かな村
で、初めて文化施設をつくらうということがあったときに私もちょっと携わったことがあ
ります。もうこのようにデジタル化も含めて電子書籍化などが起きている中であっても、
やはり最初につくりたいというのは図書館をつくりたいということでした。図書館をつく
って、それから人々が集まる文化ホールみたいなものをつくりたいということで、その時
は博物館の話にはなりません。

それで、実は博物館というのは、特殊だと思われる部分があるかと思いますが。例え
ば何か問題があり調べるときには、図書館に行こうと思う人たちはいるかもしれない。例
えばレファレンスサービスがあるというのを御存じの方もいらっしゃるかもしれない。大
阪の自然史博物館のようなところには、何か課題があったらお訪ねになる市民の人たちが

いらっしゃるような機能を持っていたように思うのですが、博物館というのは、ただ展示を見る場所とされており、それもある特定の分野のものというふうに思われていると思います。そのような意味においては、博物館的というのは何なのかということをもっと分かち合えていきたいという感じはすごします。

したがって、何かこの「わかちあう」というところを、もう少し強く出せないかと思うところですが。個人的には、これからの登録博物館が広がってどうなっていくかというところの議論に関心を持っていますので、今後にもまた発言をしたいと思います。

今日は以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。「わかちあう」というところに伝えるという意味合いも入っているのだらうと思います。確かに広報、発信能力が弱いのも博物館の弱点だらうと思います。だから、マスコミと共催しない展覧会については、本当に展覧会をやっていることが伝わらないという発信の弱さもあります。

ここでちょっと外国の例も、国内外の状況というところで話をすればよかったですけど、外国の展覧会というのは、特別展にしても3か月、平常展にしても9か月にわたって日本美術を展示するところがあります。だから、そういう意味で日本の文化財保護法とは合致はしないところはあります。ただ、3か月にわたって展示をやっていると結構伝わります。日本ですと、4週間、6週間、長くて8週間ぐらいでの展示期間が通例で、伝わって人が増えたりしつつあるときに展示をやめなければいけないというようなことがございます。今後の在り方で、特別展と平常展をどういうふうに考えるかということにもつながっていかうかと思えます。

佐々木委員、何かございませんでしょうか。言っておきたいというのは。

【佐々木委員】 まだ発言されていない方がいらっしゃったら、そちらの委員の方を優先にさせていただければと思います。

【島谷部会長】 では、宮崎先生。

【宮崎委員】 この五つのこれからあるべき方向については、まさしく非常にうまく、ある意味で、とてもきれいにまとめてくださって、それについて、バランスもよく、私の方から何か申し上げるということはないんですが、ただ、これを現実には、このお互いの中でも矛盾することが、例えば今、島谷さんがおっしゃったように、展示するというか、分かち合ってを知らしめることと守っていくということの間には、例えば、かなり脆弱な日本とか東洋の美術品などの場合だと、ここはとても矛盾するわけですね。だから、それ

を解決する方法として、例えばデジタル化で示すとか、そういうこともあるのかもしれないんですが、あと、後持続可能な経営とか、ここに書いてあることを全て同じように実現していくというのは、実はなかなか実現するというか、そういう形に落とし込むというのはとてもいろいろな問題が起きてくるのだらうと思うんです。

ですから、この望ましい基準というのは掲げるべきだし、これについて何かあるわけではないんですが、今後それをどういうふうな形で法律としてうまく実現させる方向に持っていくかということには、また違ういろいろなことが起きてくるのではないかという感想を持っていました。

あと、幾つか学芸員のことにしても、これも私の卒業生などの例ですけれども、地域によっては、文化施設はないけれども、埋蔵文化財という形で大体全ての地方自治体にあるような課があるんですが、それに代わって、この頃は地上の物も含めて、その地域の文化財を収集して提示して、保存活用計画をつくったりするために学芸員という形で人を雇ったりするということが少しずつ行われたりしているんです。

そういう場合の学芸員というもの、その博物館とかという建物と場所がある、そして、そのコレクションが既に固まってある博物館と、それから、それとはまた違う形のそういう文化財の系をする人員みたいなものも、今後はもう少し広い形で出てくる可能性もあるかなとも思ってます。それは直接今回のお話には関係ないんですが、博物館とは何かということを考えるときには、少しそういうことも視点を考えることも必要なのではないかなという気もしました。

古田先生と西野さんのお話にもあったように、根本的にどういうふうにするかということとは、ただ、日本でこれから全部ゼロにして何かをつくり上げるというのはすごく難しいと思うので、ある中で、よりよくというふうな形で今後うまく進めていくことに努力しなければいけないんだなという感想を持ちました。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。では、佐々木さん。最後に手短に、何かありましたら。

【佐々木委員】 すみません、ありがとうございます。

皆さんからいろいろ御意見を頂戴して、私も浜田先生たちと、このたたき台づくりに参加いたしました。私たちが思った以上に、皆さんから力強くミュージアムの役割をもっと出していった方がいいのではないか、ということが多く出ました。そこを頑張らないとい

けないということで、多くの方に共感を持ってもらえるような言葉を探し出して、現場の人もそうですし、地域の皆さんに、「博物館はこういうものだ」と思い浮かべられるようなものにブラッシュアップして、皆さんと引き続き議論を深めていければと思います。ありがとうございました。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。もう少したくさん御意見を頂きたかったのですが、十分に時間をとれなかったことを、お許しいただきたいと思います。

もうそろそろ時間です。一つだけ私がちょっと気になったのは、半田さんの発表の中に、知的健康という表現がありました。健康は人間生きていく中でのキーワードだろうと思います。健康には、心の健康、体の健康、社会的な健康と三つあるというふうには、WHOも言っています。その部分で博物館が何を担うかといったら、心の健康、知的健康のところだろうと思います。ここに知的健康が要らないという人はいないと思います。博物館に行くことは、不要不急ではないというのです。これを我々がサポートしていくために、予算もっていただいて社会にアピールしていけばいいのではないかなというふうには、お話を聞きながら思いました。

残念ながら時間となりましたので、本日の議論は以上といたします。最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【稲畑補佐】 本日はありがとうございました。オンライン接続で、もし不都合がございましたら、事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

本日の議論を踏まえまして、部会としての「中間取りまとめ」の案を改めて皆様に電子メールで送信させていただきますので、また改めて御意見を頂戴できればと思います。

今後の日程については、これから改めて別途日程調整させていただきますので、よろしくようお願いいたします。

以上です。

【島谷部会長】 それでは、第3期第1回の博物館部会を閉会いたします。本日は御協力いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —